

# 小金井市環境審議会委員公募選考基準

## 1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市環境基本条例条例（平成15年3月25日施行）第26条第4項第1号の委員
- (2) 役 割 環境基本計画に関すること、環境の保全等の施策に関すること、環境の保全等に関する重要な事項について審議を行い、市長に答申します。
- (3) 任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 会 議 任期中に年4回程度の審議会に出席し、審議等に参画する。  
なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給する。  
(会長：11,000円、委員：10,000円)

## 2 募集と応募

- (2) 募集人員 4人
- (3) 募集対象 市内在住で、令和8年4月1日現在18歳以上の方。  
ただし、既に市が設置している附属機関の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関の委員を兼ねることが出来ません。
- (4) 募集期間 令和7年12月24日から令和8年1月30日まで

## 3 選考方法 指定テーマ「ゼロカーボンシティ実現に向け、行政・市民ができる環境施策について」に対する提出論文について審査し、選考します。

## 4 応募方法 指定テーマの論文（1,000字以内）に住所・氏名・年齢・性別・電話番号（連絡先）・職業を明記し、令和8年1月30日までに市申し込みフォーム、郵送（封書は当日消印有効）、ファックス、Eメール又は直接、環境政策課へ提出してください。（年末年始を除く）

## 5 選考基準 提出された論文の内容を審査のうえ決定します。

## 6 論文審査 提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評

価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字はないか。

※ 各項目につき各 10 点満点とします。

7 選考委員会 公募委員の選考に当たっては、小金井市環境審議会委員選考委員会を設置し、市長、副市長、教育長、環境部長が選考委員になります。

8 選考結果 選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報（令和 8 年 3 月 1 日号）（予定）に掲載します。

9 その他 小金井市環境審議会委員の公募・選考に関する庶務は、環境部環境政策課環境係において処理します。